相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市安濃町川西一〇〇番地、最後の住所三重県津市安濃町川西四二番地四

被相続人　亡　眞柄　政和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

三重県四日市市諏訪栄町二番四号ファーストビル二階　稲七総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　服部　一孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市北阿万新田中五二七番地八、最後の住所兵庫県南あわじ市北阿万新田中五二七番地八　被相続人　亡　濱田　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

兵庫県洲本市海岸通二丁目八番二号

相続財産管理人　司法書士　野口　泰嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区平野市町一三七番地、最後の住所兵庫県尼崎市御園三丁目三番一七号濱野貸家　北側

被相続人　亡　服部　誠吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

兵庫県西宮市和上町五番七号ホワイト西宮ビル二階亀若法律事務所

相続財産管理人　弁護士　亀若　浩幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区湊川町三丁目一八番地三、最後の住所神戸市兵庫区石井町四丁目一番三号　被相続人　亡　吉川　令子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

神戸市中央区相生町二丁目三番九号　石川ビル五階　藤野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤野　亮司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市学園中五丁目五五五番地、最後の住所奈良市学園中五丁目五五五番地エステムコート学園前三〇一号

被相続人　亡　吉野　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階

相続財産管理人　弁護士　戸城　杏奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県観音寺市大野原町有木六八五番地、最後の住所香川県観音寺市大野原町有木四四七番地　被相続人　亡　平口　亘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

香川県観音寺市吉岡町七六七　請川商事ビル二階　相続財産管理人　横井　大典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区竪町一丁目一〇一番地、最後の住所北九州市小倉北区篠崎五丁目一八番七号　被相続人　亡　髙橋　雄樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル五階Ａ室　古野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古野浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑後市大字下北島一八一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　江崎　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

福岡県久留米市日吉町二三―三メディア7ビル六階　弁護士法人かばしま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今村　衣里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市上小島二丁目一八五番地、最後の住所長崎県西海市西彼町大串郷二〇七番地　被相続人　亡　野本　止

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年1月23日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社ＲＣＣ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6105号　④株式会社ＲＣＣ東京都北区東田端１－７－３－202　代表取締役　劉峰　⑤株式会社ＲＣＣ　東京都北区東田端１－７－３－202　⑥平成20年10月23日　⑨平成28年12月２日　⑩800万円　⑪東京都知事　⑫東京都北区東田端１－７－３－202　株式会社ＲＣＣ　代表取締役　劉峰

平成二十九年一月二十三日

長崎県長崎市岩屋町二三番三号第三川尾ビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　池内　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県国東市武蔵町古市七八五番地、最後の住所大分県国東市国東町浜崎二七五七番地一六特別養護老人ホームくにさきの郷

被相続人　亡　伊藤　弘文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十三日

事務所大分県杵築市大字杵築六六五番地三五四

相続財産管理人　司法書士　水谷　公彦